

事務連絡
平成26年9月8日

各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課
各都道府県私立学校主管課 御中
附属学校を置く各国立大学法人担当課

文部科学省スポーツ・青少年局
参事官（体育・青少年スポーツ担当）付

武道必修化に伴う柔道の安全管理の徹底について

当省では、平成26年5月9日付26ス参体第4号「武道必修化に伴う柔道の安全管理の徹底について」において、平成26年度の各中学校における武道の授業で柔道を行う際の指導体制の確認及びその結果の提出を依頼しました。

このたび、提出いただいたものを別添のとおり取りまとめましたので御報告いたします。

なお、平成24年4月に中学校学習指導要領が全面実施され3年目となりますが、指導体制の各確認項目について調査時点で条件が満たされていない項目が存する学校の設置者においては、上記通知の（1）～（4）の各項目が満たされた上で柔道の授業が実施されるよう、当面、柔道の授業の開始を遅らせ早急に条件整備を進めるなど適切な措置を講じられるようにすることをお願いします。

また、柔道の指導に際して、以下の資料を御活用いただきますよう御連絡します。

このことについて、各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会等に対して、各都道府県私学担当主管課におかれては所轄の私立学校に対して、各国立大学法人担当課におかれては附属学校に対して、この趣旨について周知いただくとともに、適切な対応がなされるよう御指導をお願いします。

- 柔道の授業の安全な実施に向けて（平成24年3月）
http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/judo/1318541.htm
- 学校における体育活動中の事故防止について（報告書）（平成24年7月）
http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyujitsu/1323968.htm
- 柔道指導の手引（三訂版）（平成25年3月）
http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyujitsu/1334217.htm
- 柔道指導のための映像参考資料（平成26年3月）
- 学校における体育活動中の事故防止のための映像資料（平成26年3月）
<https://www.youtube.com/playlist?list=PLGpGsGZ3lmbBZpfbIZpdamkuUGAZsFHsX>

（本件担当）

文部科学省スポーツ・青少年局

参事官（体育・青少年スポーツ担当）付指導係

TEL 03-6734-2674

FAX 03-6734-3790

E-Mail taiikuss@mext.go.jp

「柔道の指導体制に関する状況調査」の結果

文部科学省スポーツ・青少年局
参事官(体育・青少年スポーツ担当)付

I. 調査内容

全国の国公私立中学校を対象に、柔道の指導体制に関する状況を調査

II. 調査時点

平成26年5月30日現在

III. 調査結果

1. 柔道の授業を実施する中学校数

区分	学校数	割合
柔道の授業を実施する中学校数	6,655	62.8%
総中学校数	10,603	

2. 平成26年度における柔道の授業の開始(予定)時期

区分	学校数	割合	区分	学校数	割合
4月	152	2.3%	11月	1,968	29.6%
5月	252	3.8%	12月	608	9.1%
6月	214	3.2%	1月	669	10.1%
7月	25	0.4%	2月	238	3.6%
8月	16	0.2%	3月	28	0.4%
9月	561	8.4%	未定	0	0.0%
10月	1,924	28.9%	計	6,655	

※割合の母数は「柔道の授業を実施する中学校数」

3. 指導の体制

(1) 指導者について

区分	学校数	割合
イ 一定の指導歴又は研修歴を持った教員が指導に当たることができる体制になっている	6,375	95.8%
ロ 「イ」の体制が確保できない場合、適切な外部指導者の協力を得ることになっている	145	2.2%
計	6,520	98.0%

※割合の母数は「柔道の授業を実施する中学校数」



○上記回答で十分ではない学校(135校)の今後、講ずべき改善の方向性(複数回答)

区分	学校数	割合
① 指導歴や研修歴が浅い教員に対する研修機会の確保	122	90.4%
② 一定の指導歴又は研修歴を持った教員の配置	38	28.1%
③ 外部指導者の協力を得る	42	31.1%

(2) 指導計画について

区分	学校数	割合
3年間を見通した上で、学習段階や個人差を踏まえ、段階的な指導を行うなど、安全の確保に十分に留意した計画となっている	6,592	99.1%

※割合の母数は「柔道の授業を実施する中学校数」



○上記回答で十分ではない学校(63校)の今後、講ずべき改善の方向性(複数回答)

区分	学校数	割合
① 受け身の指導の充実	44	69.8%
② 指導で扱う技や時期の検討	50	79.4%
③ 外部指導者によるアドバイスを受ける	13	20.6%

(3) 施設設備等について

区分	学校数	割合
施設設備及び用具の安全が確保されている	6,311	94.8%

※割合の母数は「柔道の授業を実施する中学校数」



○上記回答で十分ではない学校(344校)の今後、講ずべき改善の方向性(複数回答)

区分	学校数	割合
① 不具合のある施設設備の改善	232	67.4%
② 安全用具(衝撃を和らげるマット等)の活用	193	56.1%

(4) 事故が発生した場合の対応について

区分	学校数	割合
事故が発生した場合の応急処置や緊急連絡体制など、対処方法について関係者間で認識を共有している	6,541	98.3%

※割合の母数は「柔道の授業を実施する中学校数」



○上記回答で十分ではない学校(114校)の今後、講ずべき改善の方向性(複数回答)

区分	学校数	割合
① 事故が発生した場合の対応に係るマニュアル等の整備	83	72.8%
② 会議等を活用した関係者間での認識の共有	72	63.2%

(5) 平成25年度の柔道の授業における事故の発生状況

区分	件数
① 死亡事故	0
② 重度の障害事故	0

※重度の障害事故とは日本スポーツ振興センター災害給付における障害等級1級から3級に該当するもの